# パーソナルコーチング 約款

申込者は、当約款を承諾の上、株式会社アテニューム(以下当社と表記)に対し、当社が提供する 4C コーチングに申し込みます。以下の内容に同意した上で、パーソナルコーチングの申込フォームに(以下申込フォームと表記)に登録してください。

# ■4C コーチングコース■

# 【コーチング申込】

・申込フォームの受領、内容確認、所定金額の入金確認をもって初めて正式な申込みとし、指定口座への着金日を申込日と設定します。申込フォームに必要事項をご記入の上、所定のコーチング料をお支払いいただきます。 尚、申込フォームに記載不備があり再登録となった場合において、既に着金している時は、着金日に遡って効力が発生することとします。

・コーチング料は、当社指定の銀行口座に振込みください。その際、申込者ご本人の名義でお振込み下さい。

#### 【申込後のキャンセル】

本パーソナルコーチングには、クーリングオフの適用はありません。クーリングオフによる契約の解除はできませんので、 予めご了承下さい。

#### 【コーチング受講権利】

申込後コーチングを受けられるのは、申込者ご本人のみとします。代理の方の受講は認められません。

#### 【守秘義務】

担当コーチは、コーチングを通じて知り得た申込者の秘密情報に対し守秘義務を負います。

#### 【コーチング料の支払い】

コーチング料の振込み手数料は申込者の負担とします。

### 【コーチングセッション日の変更】

コーチングの日程の変更は申込者・担当コーチ双方ともに2日前までに連絡することとします。

# 【免責事項】

申込者は自らの意思でコーチングを受ける事とし、コーチングセッションの中で起こることやコーチングの成果に関しては、 担当コーチおよび当社は一切責任を負わないこととします。

#### 【契約の解除】

申込者に、次に定める事由が生じた場合、当社は勧告の上、この約款に基づく契約を解除する事ができるものとします。

- 1) 定められた期日までに、所定の料金の支払いが行われない場合。
- 2) 申込者が当社に提出した自己申告情報に虚偽があることが判明した時。
- 3) 前項に該当する場合は、振込済みのコーチング料については一切返金しません。

その際、当社に損害が生じた場合には、法の定めに従って損害賠償を請求することがあります。

### 【管轄裁判所ならびに適用法源】

- 1. 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって、合意上の専属管轄裁判所とします。
- 2. 本契約に基づく業務にあたっては、双方の合意がある場合を除いて日本語による意思表示を行うものとします。
- 3. 本契約においては日本法にもとづいて判断することとします。

## 【その他の事項】

前記各条項以外に取り決めを要する事項については、その都度、申込者と当社が協議の上決定するものとします。